

# 福祉のまちづくり推進援助事業について

## 《 目 的 》

北名古屋市の地域に根ざした福祉活動を行う団体の発展と共同募金への理解の拡大を目的としています。

## 《 助成対象 》

市内在住の会員が5名以上の非営利団体が、地域福祉の推進を目的とし、市内において、**地域(住民)に対して行う事業。**

※事業の実施時期は、平成30年4月1日～平成31年3月31日までとします。

※サロン活動等、地域の方に集まっていたいただき実施する事業の場合は、地域の方の参加人数が申請団体の参加人数よりも多いことが条件となります。

※次に該当する団体・事業は対象になりません。

- ・社協から他の助成を受けている団体、法人格を持つ団体、活動が宗教・政治に関する団体
- ・申請団体の会員の互助、営利目的の事業、またはそれに類する目的の事業

## 《 助成内容 》

**1事業あたり6万円を上限に助成をします。**

※事業に係る経費のうち、飲食以外の経費は100%助成対象となりますが、飲食の経費については、50%以内(千円未満切捨)となります。

## 《 申請(募集)期間 》

**平成30年4月2日(月)～5月1日(火)**

※期間外の申請は受付ができませんので、ご了承ください。



## 《 申請方法 》

所定の「助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えてへ提出してください。

※申請書は、社協本所及び総合福祉センターもえの丘で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

※提出書類（様式1-3は除く）は、そのままプレゼンテーション審査の資料にもなりますので、丁寧に記入してください。

※申請期間内に申請していただいた団体について、書類審査を行います。

※書類審査の結果につきましては、申請のあった団体全てに通知します。

※書類審査を通過した団体については、公開プレゼンテーションに参加していただきます。

## 《 公開プレゼンテーション 》

日時：6月9日（土）正午～（予定）

場所：総合福祉センターもえの丘 1階 ふれあい健康ルーム

※審査員の前で、書類審査に通過した団体自身に事業の説明をしていただきます。

## 《 実績報告書の提出 》

助成を受けた団体は、事業終了後、速やかに所定の「実績報告書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて社会福祉協議会へ提出していただきます。

※報告のない場合は、次年度以降の申請はできなくなります。

